形勢悪化の兆ある

久保田鐵工所の勞働爭議 尼崎署にて極力警戒

大阪久保田鐵工所の勞働爭議に關し尼崎分工場では六日午後四時三十分職工達を除く外事務員、旋盤仕上、機械各工場の職工約四百名は遂に結束して起ち小野友愛會幹事外十九名の實行委員を擧げて、其の同[illegible]七日正午迄と定め左の如き要求書を會社側へ提出して以來全く怠業の狀態となり其の大部分は早朝より會社へ詰め寄け或は殺氣[illegible]

協議を凝らす警官に

物々しく所轄尼崎署では、和服、正服の巡査を要所々々に忍ばせて万一を警戒してるが會社側にてもむ日より全職工を休業せしめて警戒を加へ爭議は愈よ不穩の圏内へ入つたが午後一時から前記二十名の實行委員と會社側代表者とが同社に於て種々

折衝を重ねたる結果

左記の條件の内第八條を承認したる外他は全部拒絶されるに至つたので職工側にても會社側の態度が非常に強硬なので大いに激昂し同日午後二時協議の末前記實行委員は再び同社を訪問して再交渉を開始せるが會社側の回答如何に依つ

斷乎たる覺悟をなし

ては職工側では斷乎たる覺悟をなしたるもの、如く向後如何なる事態を惹起するやも計られない、此情勢より察すれば[illegible]約五百餘名も此好機を掴んで斷絶するやも知れず目下頗る憂慮すべき不穩の狀態に在る因に七日の第一回會見にて、水壓運搬工、製罐工、並[illegible]切工場も此の

爭議に參加した

第一 職工組合及團體交渉權を承認する事、職工加入及脱退を自由にする事、賃金引上、引下に就ても委員に圖る事、衛生設備及危險豫防委員を設け其の交渉に應ずる事

第二 會社の都合に依り職工を解雇する場合は左記の金額を支給する事

六箇月未滿には日給六十日分、六箇月以上一年未滿は百二十日分、一年以上のものは一箇月を増す毎に日給五日分を加算する事歸國旅費として居留者に五十圓

第三 職工勞務者にして自己の都合上退職するときは六箇月以上のものに對しては就職月より起算して一箇月に三日分を支給されたし

第四 一年二回定期昇給

第五 每年上半期下半期二回に賞與金を贈與する事但し總[illegible]の平均を以てす

第六 現在日給二圓以下のものに對しては二割二圓以上のものに對しては三割、二圓四十以上のものには二割五分の割當にて昇給されたし

第七 職工勞役者にして公務の爲め死亡したる場合は千五百圓以上の弔慰料を贈與されたし

第八 公務の爲め負傷して不具者となりたる時は其職に就き得ざるものは二百圓以上、職に從事し能はざるものは五百圓以上、全然就職に堪へざるものは生活の安定を圖られたし

第九 解答は七日正午の事

第十 工場の都合で臨時休業の際は日給の半額を支給すること

附帶條件

大正八年十月に遡り徹夜分合を本工場通りに定め其の不足金額を補ふこと

職工側の一部 要求を承認

今朝尚は折衝

[illegible]の如[illegible]要求條件中一部分を認め大部分を拒絶したので職工側は更に尼崎[illegible]に集合し善後策に就き熟議の末今八日朝尚ほ一應職工所側へ交渉する事になつたが險惡の空氣は依然拭ひ去られない、因に職工所側の承認せる條件は左の通りである

[illegible]

關東關西の[illegible]さんが若宮のる ホーカー大[illegible]

一、不具者に對する要求を承認する事

一、委員制度を承認する事

一、衛生設備危險豫防に就いては既に規定しあれば同一歷の完全を期する事

一、解雇、退職、死亡、公傷の各件は要求通り承認する事能はざるも從來の手其の程度を定め回答するに付き臨時保留する事

一、昇給に就いては[illegible]に依り[illegible]る事能はず

久保田の回答無く再會見中

會社は休業を覺悟

久保田鐵工所の勞働爭議は既記の通り九日正午を期し先に提出した要求嘆願書に對する回答を求むる事となつて居たが正午に至ても何等の回答なく、一時から尚ほ職工側委員との再度會見をする事となり本工場の委員に先立ち尼ヶ崎工場の委員二十二名は目下

會見中

であるが一向纏まつた協議もない模様で工場側でも既に休業を覺悟してゐるらしく又職工は明朝全く怠業狀態で形勢は益々不穩である尚ほ明十日は日曜日の事とて職工全部は午前八時青公園に集合し運動會の名目で示威運動を行ふ筈である

代表者の改選となり

久保榮吉、井上市太郎、松田寛三郎の三組長外六名の代表者を擧げ改めて要求嘆願書を提出する事となり全員の委任狀を締めて午後三時過

前回と同一の嘆願書

を提出して其の回答を九日正午迄に求めた、併し工場側は前日

一、委員制度は研究の上一箇月以内に具體案を發表する事

一、犠牲者は一切出さぬ事

一、公傷死亡に對する要求案を多少譲歩して夫れ以上は應ずる事は出來ない[illegible]

久保田鐵工所 勞資の協調斷絶か

職工側の態度強硬

罷業を行れば工場は閉鎖すると 職工側は

尼ヶ崎の形[illegible]

久保田鐵工所本工場では既記した通り勞資双方接近して解決の曙光が見ゑたが八日朝來實行委員は工場内で協議を重ね一般職工に諮る處があつたが[illegible]大勢力を占め結局[illegible]工場を閉鎖する

二日間の臨時休業

久保田鐵工所 新回答を提示

怠業狀態にある大阪久保田鐵工所では村上庶務主任久保田篤次郎氏等が九日朝來尼崎分工場及び本工場の兩實行委員に面接し其の提出した優遇案につき熟議したが職工側は飽く迄要求案を固持するので遂に讓歩し

一、横斷勞働委員制度の實施、解雇手當の要求、解雇者の旅費支給等に就いては優遇の規定を承認され度し(一)皆勤賞與支給に就ては産業界の狀況より考慮して應じ難し

一、平等五十錢の昇給は俄かに應じ難きも下級者には審議調査の上委員會に附議すべし(一)年二回の定期昇給は年一回以上昇給を行ふ事但適當なる方法を考定しこれを實施す(一)臨時休業の場合の日給支給に就いては事情に依り臨機の處置を採るべし(一)殘業手當に就いては現制を承認されたし(一)役附職工の解雇退職慰勞金支給は優遇案以上の支給金額は明示し難し(一)家族死亡の際の弔慰金支給に就いては會所としては弔慰金支給贈與の規定なし(一)此際犠牲者を出さゞる要求に對しては明答致し難し

回答案を新たに提示したが本工場では更に十一名(組長三人參加す)の第三實行委員を選びて交渉に當らすことになつた、一方事業主側では午後四時に至つて

各位の愼重なる熟慮反省を求むるために心ならずも明後十一十二日の二日間臨時休業を致すことになりました

との掲示を工場内に貼出したが職工等は別に騒ぎもせず退場した、十日正午再び事業主側本分工場の委員と會見交渉した

最早折衝の餘地なく

遂に臨時休業を斷行

職工側は更に善後策 尼崎分工場は益々悪化? 久保田鐵工所の紛議

久保田鐵工所の勞働爭議は[illegible]既記の通り午後一時から尼ヶ崎分工場の委員廿二名は久保田篤次郎氏と本工場委員九名は村上人事課長と何れも本店事務所で會見したが

本工場

は第二回實行委員が提出した要求案に對して左の如き回答を得た【】は回答

一、横斷勞働委員制度實施

一、解雇手當及解雇者の歸國旅費支給

一、[illegible]退職者の手當[illegible]以上三項は五日發表の規定を承認された し

一、皆勤賞與金支給【現在制度にては認め難し】

一、平等に五十錢昇給【眞に應じ難きも下給者には審議調査の上委員會に附議す】

一、年二回定期昇給、一年以上勤續者定期賞與金支給年【一回以上昇給を行ふ、定期賞與は適當の方法を考定實施す】

一、工場の都合にて臨時休業の際は日給全額支拂【事情に依り臨機の處置を採る】

一、殘業に步増の支給【現制を承認されたし】

一、役付職工の解雇及退職の慰分[illegible]

一、家族死亡の際の弔慰金支給【明示し難し】

一、此際犠牲者を出さぬ事【明答し難し】

協議を重ね

一方尼崎分工場の委員は[illegible]右の回答に就て委員は[illegible]に報告して[illegible]に[illegible]田勝次郎、井上[illegible]外八名を選出して[illegible]分工場の委員は午後六時[illegible]し双方大いに諒解する處あり[illegible]に諒解の神に[illegible]横斷組合を承認すれば他の條件は撤回す[illegible]横斷組合を認めねば手當其他の數件を認められたしと更に提出した

要求書

の内容を數件交換的に作成した改修案[illegible]件を提出して十日午後一時に回答を受ける事となつた[illegible]工場内に[illegible]結果如何と待つて居た本工場は[illegible]職工全部に右の結果を報告して[illegible]分工場の委員は全部引揚げた[illegible]より先午後四時頃工場側は大要左記の掲示を工場内數箇所に貼出した

昨日來の態度を遺憾とす最大限度の優遇案を發表したに拘はらず再三委員を代へての交渉なれど最早所衛の餘地なき[illegible]熟考反省の爲め十一日より二日間臨時休業し諒解の方は十三日より出勤されたし[illegible]

右に就て職工側は更に協議を重ねたが纏まらず實行委員は同夜[illegible]界所に會合して

形勢悪化久保田鐵工所

二日間の臨時休業

職工は龍工團事務所を設け運動會に熱を揚ぐ

形勢悪化した久保田鐵工所では九日午後一時から第[illegible]實行委員と會見したが[illegible]が連袂して本社で村上庶務課長と[illegible]の[illegible]を繰返した

職工四百五十名の示威行列

久保田鐵工所

久保田鐵工所[illegible]職工四百五十名は十一日午前[illegible]町八〇七永井由太郎方[illegible]場に集合の上揃ひの[illegible]の海水浴帽を被ぶり鐵工組合難波支部の支部旗を押立て勞働歌を高唱しつ、工場橫手の合同紡績前を南へそれより日本橋筋に出で長堀橋筋の電車道を西折更に西横堀を北へ西國橋を渡つて本社を訪ひそれより朝日時事を經て中之島公園音樂堂前に到つて午後零時半散會後前記船出町の廣場で午後二時過ぎから擧行する勞働經過報告演說會に臨んだ、一方尼崎の實行委員二十二名は午後一時から鐵工所本社事務所樓上で久保田篤次郎氏と會見前日に引續き工場委員制度につき飽くまで横斷制が採用され度しと交渉する所あり又村上庶務主任は別室にて午後二時半から[illegible]

久保田でも示威行列

五百の職工が住吉街道を

久保田鐵工所本工場の職工全員は既報の通り十日午前八時天王寺公園に集合尼崎島、尼ヶ崎の分工場からも多數參合して鐵工組合難波支部、友愛會南支部などの旗を先登に喇叭を吹奏して同九時半出發住吉街道を五百の列は勞働歌を高唱して帝塚山に休憩して住吉神社に參拜後公園に至つて無事散會したが職工側は木津大國俱樂部を本部に宛て協議を重ねた又尼崎分工場の委員廿二名は

本店樓上

で久保田篤次郎氏と會見折衝を重ねたが纏まらず更らに十一日午後會見する事として引取つた尚久保田では本工場職工全部に對して往復葉書を發して職工の反省を促し返事のない者は退職者と見做す事となつた

尚本工場の職工は十一日も示威行列をする筈で午前九時難波船出町に集合湊町より九條、稲島玉川町等を經て朝日新聞社を訪問して[illegible]

勞働爭議の眞相調査

神戸商業會議所

神戸商業會議所では九日同所社會部の協議會を開き[illegible]尼崎の勞働爭議に就き其眞相を調査することとしたが世間では會議所が今度の事件に就て仲裁を採るであらうさ噂なして居るが[illegible]會頭は仲裁云云のことは全然無し[illegible]の參考に資するのみと仲裁說を否定した

檻禁し

[illegible]を破壞し[illegible]トロッコを[illegible]より勢ひ激しく[illegible]極めて數台の[illegible]爲者を出したこと[illegible]押込み[illegible]職長を一小室に[illegible]し[illegible]住吉神社の後鐵[illegible]まし示威行列を行ひ參拜の後協議を遂ける筈[illegible]尼ヶ崎分工場では一部の[illegible]